平成２６年度

# 名古屋船舶通航信号所
# ＡＩＳ運用卓等改修

# 仕　　様　　書

平成２６年６月

第四管区海上保安本部

# 第一章　概　要

| | |
|---|---|
| 1　総　　則 | 本仕様書は、第四管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が発注する第三章に記載の各仕様書及びその他関係法令に基づく役務について適用する。 |
| 2　契約件名 | 名古屋船舶通航信号所　ＡＩＳ運用卓等改修 |
| 3　作業概要 | 本改修は、名古屋船舶通航信号所の運用管制業務を円滑かつ確実に実施するため、運用管制システムの主要機器の船舶ＩＤの付与規則を変更するものである。 |
| 4　対象機器 | いずれの機器も東京計器㈱の製品である。<br>(1) ＡＩＳ運用卓　３式<br>(2) 統括管制卓　１式<br>(3) 管制記録編集装置　１式<br>(4) 船舶動静データ処理装置　１式 |
| 5　作業場所 | 名古屋船舶通航信号所（名古屋港海上交通センター内）<br>名古屋市港区金城ふ頭３丁目１番 |
| 6　作業期間 | 契約の日から平成２６年９月３０日 |
| 7　作業仕様 | (1) 一般共通事項<br>第二章　一般共通事項のとおり。<br>(2) 特記仕様<br>第三章　改修仕様のとおり。 |
| 8　検　　査 | 検査は改修の完了時に行う。<br>給付の終了にあたっては、当本部が指定する検査職員の検査を受けること。 |
| 9　そ の 他 | 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には当本部担当職員と協議し、その指示に従うこと。 |

# 第二章　一般共通事項

| | |
|---|---|
| 1　適用事項 | 作業実施に際しては、設計図書に従い行う。 |
| 2　設計図書 | 設計図書とは、仕様書及び図面（仕様書及び図面に対する質問回答書を含む）をいう。 |
| 3　監督職員 | 監督職員とは、請負契約書に規定する監督職員をいう。 |
| 4　疑義に対する協議 | 設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。 |
| 5　現場代理人および主任技術者 | (1) 現場代理人及び主任技術者とは、請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。<br>(2) 現場代理人及び主任技術者は、経歴書を作業開始前までに監督職員に提出する。 |
| 6　作業現場の安全衛生管理 | 作業現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別途責任者が定められた場合は、これに協力し、当該責任者の経歴書を添えて監督職員に報告する。<br>作業現場においては、常に整理整頓を行い、特に墜落のおそれのある危険箇所の点検を行う等、事故の防止に努める。 |
| 7　災害及び公害の防止 | 作業に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置すると共に、特に次の事項を守らなければならない。<br>(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。<br>なお、第三者に対し損害を与えた場合、請負者は適正な補償をしなければならない。<br>(2) 公害の防止に努める。<br>(3) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。 |
| 8　臨機の処置 | 災害又は公害が発生し、又は発生するおそれのあった場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。 |

| | |
|---|---|
| 9　養生 | 既存部分、作業済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生を行う。 |
| 10　後片付け | 作業完了に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。 |
| 11　実施工程表 | 作業に先立ち、実施工程表を作成し監督職員の承諾を受ける。 |
| 12　作業計画書 | 作業に先立ち、作業別に、材料、改修方法、品質管理、安全管理体制・安全対策等を具体的に定めた作業計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作業計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。 |
| 13　作業 | 作業は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、作業計画書、改修図、現寸図等に従って行う。 |
| 14　作業の検査 | 監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。<br>(1)　設計図書に定められた場合。<br>(2)　監督職員の指定した工程に達した場合。 |
| 15　作業の立ち会い | 監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。<br>(1)　設計図書に定められた場合。<br>(2)　監督職員が特に指示する場合。 |
| 16　作業報告 | 作業の進捗、材料の搬入、搬出、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書の写しを毎週作成し、監督職員に提出し、本紙を「19 完成図書」に添付する。 |
| 17　作業写真 | 作業開始前から作業完了まで、作業順に撮影し、整理・編集後、「19 完成図書」に添付する。 |
| 18　完成検査 | 現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合の他は、監督職員の指示に従い請負者負 |

| | |
|---|---|
| | 担において適切な措置を講じなければならない。 |
| 19　完成図書 | 作業完了後に完成図書を提出する。 |
| 20　非常の処置 | 本作業中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。作業上、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て作業を行うものとする。 |
| 21　安全管理 | (1) 請負者は、事故又は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知し、再発防止策を講じなければならない。<br>(2) 請負者は、作業にあたっては、作業区域の標示及び関係者へ通知など、必要な安全対策を講じ、当該安全対策を監督職員に報告しなければならない。 |
| 22　異常現象への対応 | 請負者は、作業途中における安全確保のため、異常現象等に対して次に示すことなどの必要な措置を講じ、講じた措置を監督職員に報告しなければならない。<br>(1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、必要な防災体制を確立しておかなければならない。<br>(2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。<br>(3) 異常箇所の点検及び原因の調査等は、災害防止のための措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。 |
| 23　事故災害報告 | 請負者は、作業中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。 |
| 24　損害補償 | 作業に当たり、工作物・第三者に損害を与えた場合は、請負者の負担において補償する。 |

| | |
|---|---|
| 25　作業関係連絡先 | (1) 第四管区海上保安本部<br>交通部　整備課<br>〒455-0032　名古屋市港区入船 2-3-12<br>名古屋港湾合同庁舎　別館４階<br>電話　052-661-1611　内(2661)<br><br>(2) 名古屋港海上交通センター　整備課<br>〒455-0848　名古屋市港区金城ふ頭３丁目１番<br>TEL 052-398-0711 |

# 第三章　改修仕様

本文に記載されていない事項や詳細については、次に示す基準等に従い実施する。

(1) 電波法及びこれに基づく命令等
(2) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令等
(3) その他、改修に関連する法令及びガイドライン等
(4) 改修対象機器の取扱説明書

（特記仕様書）

図１に作業箇所の機器構成図を示す。

## １　機器改修

### (1)　一般事項

改修内容は、各機器（ＡＩＳ運用卓・統括管制卓・管制記録編集装置・船舶動静データ処理装置）共通である。

### (2)　改修内容

表１に示すとおり、既存船舶ＩＤの割り当て数を変更（減量）し、新たな５種類のＩＤ（Ｂ，Ｓ，Ｘ，Ｙ，Ｚ）へ割り当て可能とする。表２は具体的なシステム内部でのＩＤと各機器のユーザーインターフェース上における表示ＩＤの関連を示したものである。

## ２　試験調整

(1)　起動確認
(2)　基本動作確認
(3)　関連機器との連携動作確認
(4)　各定数の設定及び調整
(5)　支援情報管理装置及びレーダー運用卓とのＩＤ付与に係る下記の整合性の確認
　①　ＩＤ付与照合
　②　同値分割法（有効同値クラス、無効同値クラス）
　③　限界値分析法
(6)　総合動作確認

上記確認後、関連する全装置が正常に連携動作を行い、連続稼働することを確認する。

(7)　その他、監督職員が指示した確認作業を実施する。

3　更新アプリケーションのインストール

更新したアプリケーションのインストール媒体により、更新アプリケーションが正常にインストールし、かつ正常に動作することを確認すること。

4　取扱説明書の更新

各装置の改修部分に係る部分の取扱説明書の内容の変更を行い、差し替え等により更新すること。

5　研修等

試験調整終了後、当庁職員に対して、改修に係る説明会を２回実施すること。なお、説明会等に必要な資料、機材等は、請負者側において準備すること。

6　その他

本試験調整に係る必要な情報については、第四管区海上保安本部交通部整備課、又は請負業者の責任において東京計器㈱に問い合わせること。

東京計器㈱　連絡先

東京都大田区南蒲生田 2-16-46　電話 03-3737-8630